

## フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

更 新 日

2022 年 5 月 31 日



一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員



社団法人 日本フードサービス協会 正会員

**GLOBEAT**  
J A P A N

グロービート・ジャパン 株式会社

## フランチャイズ契約のご案内

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下小振法という)及び中小小売商業振興法施行規則(以下施行規則という)並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」(以下フランチャイズガイドラインという)に従い当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方々の資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。ご不明な点や、この案内にないことで確認したいこと等がありましたら、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステムに関する一般的なことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

〒105 - 0001  
東京都港区虎ノ門 3丁目 6番 2号 第二秋山ビル  
TEL (03) 5777 - 8701 (代)  
FAX (03) 5777 - 8711  
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会

この案内は 2003年1月31日に経済産業省に提出したものを、2020年3月13日に更新したものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

当社フランチャイズシステムへの加盟を希望される方へ  
～フランチャイズ契約を締結する前に～

この度は、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は、「らあめん花月嵐」「ちゃぶ屋とんこつらぁ麺CHABUTON」の屋号でラーメン店のフランチャイズシステム事業を展開しております。当社のフランチャイズシステムは、永年の経験と研究によって開発した経営のノウハウ、運営システム、イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン店の運営で一番大切なことは、統一的ブランドイメージを厳守することです。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得ること。どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。これを実現するため、当社フランチャイズシステムの経営に参加する方々には、当社が定めるフランチャイズ契約等に基づき店舗運営していただくこととお約束いただいております。当社フランチャイズシステムと異なる独自の運営手法を希望される方には、当社フランチャイズシステムへの加盟をお勧めできません。

当社フランチャイズシステムは、当社と加盟店様の役割を明確にすることにより、独立した事業体として運営しております。当社は、加盟店様の運営に関して必要な経営ノウハウ、新商品開発、食材発注システム開発、販売促進及び広告活動等を実施しております。加盟店様におかれましては、当社が提供するフランチャイズシステムをご理解頂き、契約で定めたルールを守ることをお約束いただき、利益向上を目指して店舗運営していただいております。

「らあめん花月嵐」「ちゃぶ屋とんこつらぁ麺CHABUTON」店舗の経営をされる加盟者様の成功が、当社の成長の源です。この意味で、加盟店様と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

フランチャイズ契約締結のための説明確認書

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
1 わが社の経営理念			
2 会社の概要 ・社名・所在地・従業員数・役員・資本金・主要株主・事業内容・他事業 ・事業の開始・取引銀行・沿革	1	規則第10条第1項第1～第3号・第5号	
3 会社組織図			
4 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書		規則第10条第1項第4号	
5 直近3事業年度の加盟者店舗数に関する事項 ・期末における加盟者の売上・店舗数・新規に営業を開始した加盟者店舗数 ・契約途中で終了した加盟者店舗数・更新された、更新されなかった加盟者店舗数	2	規則第10条第1項第6号、規則第11条第1項第6号イ～ニ	
6 訴訟件数		規則第10条第1項第7号	
フランチャイズ契約の要点			
1 契約の名称等			
2 売上・収益予測についての説明			2-(2)-1,2-(3)-①
3 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②性質 ③お支払の時期 ④お支払の方法 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	3	法第11条第1項第1号、規則第11条第1項第1号イ～ホ	2-(2)-7③
4 加盟者から定期的な売上金の送金		規則第10条第1項第13号	3-(1)-イ②
5 加盟者に対する金銭貸付、貸付あっせん		規則第10条第1項第14号	2-(2)-7⑤
6 加盟者との取引より生じる債権債務相殺によって発生する残額に対する返済		規則第10条第1項第15号	
7 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ・加盟者に販売又はあっせんする商品の種類・当該商品の代金の決済方法		法第11条第1項第2号、規則第11条第1項第2号イ～ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7,3-(3)
8 経営の指導に関する事項 ①加盟に際しての研修等実施の有無 ②加盟者に対する継続的な経営の指導方法及びその実施回数	4・5	法第11条第1項第3号、規則第11条第1項第3号イ～ハ	2-(2)-7②
9 使用する商標・商号・その他の表示に関する事項 ①商標 ②表示条件 ③その他	5	法第11条第1項第4号、規則第11条第1項第4号イ～ロ	
10 契約期間、再契約および契約解除に関する事項 ①契約期間 ②再契約の条件及び手続き ③契約解除の条件及び手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法その他の義務の内容等	6	法第11条第1項第5号、規則第11条第1項第5号イ～ニ	2-(2)-7⑦ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
11 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①支払う金銭の額又は算定方法 ②商号使用料、経営指導料その他支払う金銭の性質 ③支払い時期 ④支払い方法		規則第10条第1項第12号、規則第11条第1項第7号イ～ハ	2-(2)-7④
12 営業時間並びに営業日・休業日に関する事項	6	規則第10条第1項第8号	
13 テリトリー権の有無		規則第10条第1項第9号	2-(2)-7⑧
14 競業禁止義務の有無		規則第10条第1項第10号	3-(1)-7
15 守秘義務の有無		規則第10条第1項第11号	
16 店舗の構造と内外装についての特別義務		規則第10条第1項第16号	
17 債権保全に関する事項			
18 契約違反をした場合の違約金、課せられる義務に関する事項	7	規則第10条第1項第17号	
19 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等			2-(2)-7⑩
20 商標・サービスマーク・ロゴ	8	法第11条第1項第4号、規則第11条第1項第4号イ～ロ	

年 月 日

私は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者様の理解をいただきました。

説明者氏名

印

私は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、説明者より説明を受け、理解致しました。

加盟希望者氏名

印

なお、本書を2部作成し、各自1通ずつ所持するものとする。

## 1. わが社の経営理念

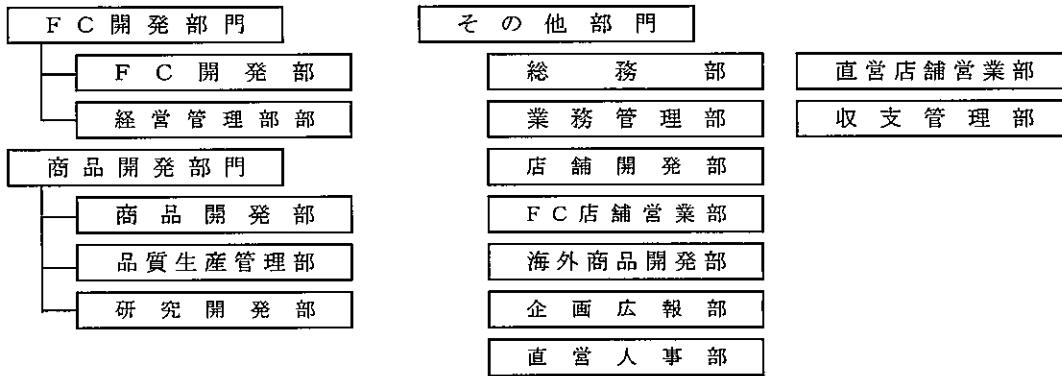
私たちの強み。それは、社員の一人ひとりが、お客様の求める「感動」を考え、その実現に向けて実行する力です。ホスピタリティあふれるサービスのもと、ニンニクとげんこつの旨みを活かした独自のラーメンを日本中の人に味わっていただきたい。創業より、私たちはその一心で全国に店舗を展開して参りました。そして一方では、他業種企業や有名ラーメン店の協力を得て、数々の新商品開発や新業態開発を手がけております。

これからもご来店くださる全てのお客様に「感動」を提供できるよう、そして「食」を通じた更なる「感動」を創造し、ご加盟いただいた加盟者の皆様とともに地域社会に貢献したいと考えております。

## 2. 会社の概要

- ・社名 グロービート・ジャパン 株式会社
- ・所在地 〒167-0043 東京都杉並区上荻 1丁目 14番 5号  
TEL (03) 5335 - 2510 (代) FAX (03) 5335 - 2235  
URL <http://www.kagetsu.co.jp>
- ・従業員数 社員 139名 パート・アルバイト 683名 (令和 3年 9月 30日現在)
- ・役員 代表取締役 黒須 伸一 取締役 黒須 博史 取締役 黒須 直治  
代表取締役 鶴見 嘉弘 取締役 大橋 正純 監査役 齋藤 正広
- ・資本金 1,000万円
- ・主要株主 黒須 伸一 / 鶴見 嘉弘 / 黒須 直治 / 黒須 博史 他
- ・事業内容 フランチャイズ事業 / 飲食店舗の企画・運営
- ・事業開始 平成 5年 4月 創業 / 平成 6年 6月 会社設立
- ・取引銀行 三井住友銀行/新宿西口支店 三菱東京UFJ銀行/大久保支店 商工中金/池袋支店 他
- ・沿革  
平成 4年10月 ラーメン専門店花月を杉並区高円寺にオープン  
平成 6年 6月 株式会社花月食品を設立、本格的にFC展開をスタート  
平成 6年 6月 フランチャイズ第1号店を練馬区光が丘にオープン  
平成 9年 1月 食材発注システム(SDPシステム)導入  
平成 9年 8月 初のファミリーレストラン型駐車場付き店舗(羽村店)オープン  
平成 12年 4月 食材受発注及び売上管理システム(G-NETシステム)導入  
平成 12年10月 「リーピングシステム」(短期独立支援制度)発足  
平成 14年 7月 グロービート・ジャパン株式会社に社名変更及び、本社移転  
平成 14年10月 新業態「らあめん花月嵐」川越バイパス店オープン  
平成 16年 3月 初のイオンショッピングセンターへの出店(イオン宇品SC店)オープン  
平成 16年 3月 初の明星食品株式会社及び株式会社篠崎屋と、カップラーメン共同開発  
「大地の実らめん」コンビニエンスストアにて発売  
平成 17年10月 Yahoo! JAPANとの共同企画「濃厚豚骨醤油ラーメン真骨頂」発売  
平成 18年 7月 既存店引継ぎ開業プランの導入  
平成 18年10月 花月ネットショップオープン  
平成 19年12月 「らあめん花月嵐」海外一号店ブリーズ台北店オープン(台湾)  
平成 22年 3月 「とんこつらあ麺CHABUTON」海外一号店サイアムスクエア店オープン(タイ王国)  
平成 25年 4月 「GLOBEAT YOU university」従業員育成ビジネススクール開校  
平成 25年 5月 「らあめん花月嵐」スターヴィスタ店オープン(シンガポール)  
平成 26年 5月 組織変更に伴いグロービート・ホールディングス株式会社の子会社になる  
平成 26年 7月 「とんこつらあ麺CHABUTON」313@サマセット店オープン(シンガポール)  
平成 30年 5月 花月嵐の公式アプリ「花月嵐マスターアプリ」配信開始  
平成 30年12月 タッチパネル式食券機の導入  
令和 2年 6月 デリバリーサービス開始  
令和 3年 6月 「らあめん花月嵐」ワンイースト店オープン(上海)

3. 会社組織図



4. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書 (単位:百万円)

<貸借対照表>

科目	2018年	2019年	2020年
資産の部			
流動資産	3,067	3,137	3,208
固定資産	2,414	2,438	2,353
繰延資産	0	0	0
資産合計	5,481	5,575	5,561

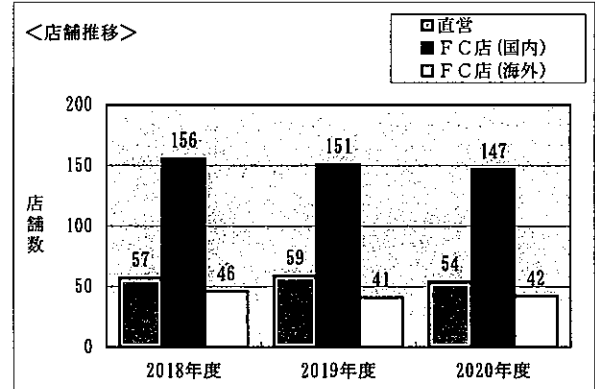
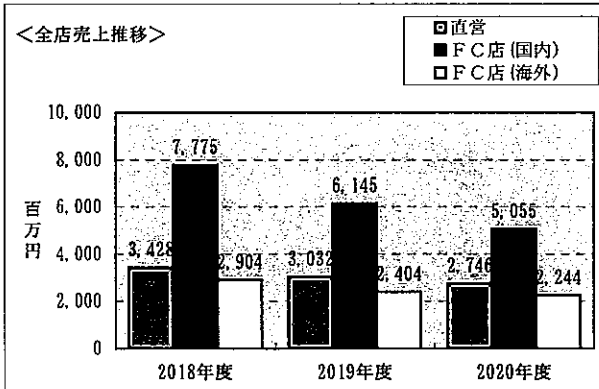
科目	2018年	2019年	2020年
負債の部			
流動負債	805	788	699
固定負債	487	889	789
負債合計	1,292	1,677	1,488
資本の部			
資本金	10	10	10
積立金	1,200	1,200	1,200
未処分利益	2,979	2,688	2,863
資本合計	4,189	3,898	4,073
負債資本合計	5,481	5,575	5,561

<損益計算書>

科目	2018年	2019年	2020年
営業収益	6,454	5,494	4,986
営業利益	284	-179	-153
経常利益	327	-107	279
当期利益	179	-91	275

5. 直近3事業年度の加盟者の店舗に関する事項

・各事業年度の期末における加盟者の売上・店舗数



・各事業年度内における加盟者の店舗の数の推移(国内)

事業年度	新規に営業開始した加盟者	契約中途で終了した加盟者	再契約された加盟者	再契約されなかった加盟者
2018年度	9	23 (内引継 8)	23	4 (内引継 2)
2019年度	11	12 (内引継 6)	28	4 (内引継 2)
2020年度	14	15 (内引継 10)	20	3 (内引継 1)

6. 直近5事業年度内における訴訟件数(国内)

事業年度	加盟者であった者に対して提起した訴えの件数	加盟者であった者から提起され訴えの件数
2017年度	0	0
2018年度	0	0
2019年度	0	0
2020年度	0	0
2020年度	0	0

## フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

「フランチャイズ加盟契約書」

### 2. 売上・収益予測についての説明

周辺人口構成、交通量、店舗視認性等の必要なファクターを既存の店舗と比較検討し当社独自のデータを作成

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項(契約内容で異なります)

令和4年4月1日改定

項目	金額(税込)	性質	支払時期	支払方法	返還条件
審査費用	(1号店) 200,000円	加盟前の加盟者審査費用です。次号店を加盟申込んでいただく場合も、お支払いいただきます。	加盟前	現金又は振込	返還されません。当社より加盟をお断りする場合は、登録料3万円を差引き17万円(次号店は7万円)を返還致します。
	(次号店) 100,000円				
加盟申込金	500,000円	本契約を結ぶ前に、加盟の意思表示としてお預りいたします。又、本契約時に加盟金の一部に充当致します。	申込時	現金又は振込	返還されません。当社より加盟をお断りする場合は返還致します。
加盟金	(1号店) 1,100,000円	経営ノウハウ、商標使用、当社フランチャイズシステムに関する権利許諾の対価としてお支払いいただきます。	契約時	現金又は振込	返還されません。
	(次号店) 880,000円				
保証金(預り金)	1,000,000円	当社から請求される一切の債務(原材料・備品・ロイヤリティ等)の保証金としてお預りするもので契約終了後に返還致します。	契約時	現金又は振込	契約終了後、3ヶ月以内に返還致します。ただし、当社債権がある場合相殺後返還致します。
研修費	(1号店) 2名まで一律 440,000円	研修センター及び直営研修店にて、講義及び実地研修を致します。研修期間は約5週間です。同日研修者の追加は1名につき220,000円(税込)別途お支払いいただきます。	契約時	現金又は振込	返還されません。
	(次号店) 1名あたり 200,000円				
宣伝費	550,000円	より確実にオープンを成功させるための広告宣伝用です。チラシの作成・配布等の費用としてお支払いいただきます。	契約時	現金又は振込	返還されません。

### 4. 加盟者から定期的な売上金の送金

実施しておりません

### 5. 加盟者に対する金銭貸付、貸付あっせん

実施しておりません

### 6. 加盟者との取引より生じる債権債務相殺によって発生する残額に対する返済

加盟者が預託した保証金の返還請求権を、債務弁済として相殺することは出来ません。本契約終了時に当社への債務がある場合は、保証金と相殺することが出来ます。相殺後なお残額がある場合は1ヶ月以内に清算していただきます。

### 7. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

・店舗運営に必要な原材料及び備品類について、顧客に対するFCの均質性・統一性・納期・販売スケジュールを守るため、当社の指定する規格、品質、仕様のものを当社又は、当社指定業者より調達して使用していただきます。

品名	種類
当社オリジナル食材	麺・スープ・チャーシュー・背脂・ギョーザ・メンマ・その他の具材
当社オリジナル備品	どんぶり・調味料入れ・のぼり・ユニフォーム・その他店舗内備品

#### ・当該商品の代金決済方法

当社への発注	月末締め、翌月10日までに当社の指定する金融機関へ振込。(振込手数料加盟者負担)
当社指定業者への発注	各指定業者の支払条件に準ずる。

8. 経営の指導に関する事項(能力向上を目的とする為、変更されることがあります。)

①加盟に際しての研修等実施の有無

<らあめん花月嵐>

開店前に40日間(休日4日を含む)の研修センター及び店舗実地研修を受けていただきます。

<ちやぶ屋とんこつらあ麵CHABUTON>

開店前に32日間(休日3日を含む)の研修センター及び店舗実地研修を受けていただきます。

(注) 研修時、別途必要な費用(宿泊費・交通費・食事等)は、研修費に含まれておりません。加盟者様のご負担になります。

加盟に際し行われる研修の内容(らあめん花月嵐・ちやぶ屋とんこつらあ麵CHABUTON)

らあめん花月嵐			日数	曜日	ちやぶ屋とんこつらあ麵CHABUTON		
場所	クール	内 容			場所	クール	内 容
本部	13:00~	・ガイダンス	1	月	本部	13:00~	・ガイダンス
研修センター	第1クール 5日間 10:00~18:00	・研修に取組む姿勢 ・講義 ・接客基本 ・調理基本	2	火	研修センター	第1クール 6日間 9:00~18:00	・研修に取組む姿勢 ※10:00~19:00
			3	水	店舗(昼番)		・オープン準備 ・ちやぶ屋とんこつ理念講義 ・接客基本 ・調理基本
			4	木			
			5	金			
			6	土			
休み			7	日	休み		
店舗(昼番)	第2クール 7日間 9:00~18:00	・オープン準備 ・接客基本 ・調理基本 ・筆記テスト ・クールチェック	8	月	休み		
			9	火	店舗(昼番)	第2クール 6日間 9:00~18:00	・接客応用 ・調理応用 ・管理業務 ・発注業務 ・清掃クロス業務 ・クールチェック
			10	水			
			11	木			
			12	金			
			13	土			
休み			14	日	休み		
店舗(昼番)	第3クール 9日間 9:00~18:00	・接客応用 ・調理応用 ・管理業務 ・発注業務 ・筆記テスト ・クールチェック	15	月	休み		
			16	火	本部	第3クール 7日間 14:00~22:00	・管理業務講義 ※9:00~18:00
			17	水	店舗(夜番)		・接客応用 ・調理応用 ・管理業務 ・発注業務 ・クールチェック
			18	木			
			19	金			
			20	土			
			21	日			
			22	月	休み		
休み			23	火	休み		
研修センター	第4クール 7日間 18:00~翌4:00	・管理業務講義 ※10:00~18:00 ・調理応用 ・清掃クロス業務 ・発注業務 ・筆記テスト ・クールチェック	24	水	研修センター	第4クール 9日間 14:00~22:00	・管理業務講義 ※10:00~15:00
店舗(夜番)			25	木	店舗(夜番)		店舗運営方法総合チェック ・食材の取り扱い ・接客応用 ・調理応用 ・管理業務 ・発注業務 ・クールチェック
			26	金			
			27	土			
			28	日			
			29	月			
休み			30	火	休み		
休み			31	水	休み		
休み			32	木	休み		
本部	第5クール 7日間 18:00~翌4:00	・管理業務講義 ※9:00~18:00 ・研修生のみでの営業 ・管理業務 ・接客応用 ・調理応用 ・清掃衛生業務 ・筆記テスト ・クールチェック	33	金	休み		
店舗(夜番)			34	土	※研修時間は、研修の進捗状況と店舗の状況で異なります。		
			35	日	＜補足＞ 開店までに必要となりますので、なるべく早い時期に、		
			36	月	下記の資格を取得されることをお勧めします。		
			37	火	◇ 食品衛生責任者 1日間研修		
			38	水	(調理師免許・栄養士免許でも可)		
			39	木	◇ 防火管理責任者 2日間研修		
			40	金			



②加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

店舗指導員(SVといいます)の定期的派遣

本部SVが原則として1ヶ月に1回程度(但し、店舗所在地が首都圏以外の場合は予め当社の定めた回数)、の定期的派遣を行います。SVは、加盟店の運営に対して点検・質問・助言・指導を行います。

9. 使用する商標・商号・その他の表示に関する事項(会社方針やリニューアルにより変更されることがあります)

①当該使用する商標、商号その他の表示

本契約によって加盟者に使用していただく商標、サービスマーク、ロゴは異なります。

②当該表示の使用についての条件

本契約が終了したときは直ちにこれらの商標、サービスマーク、ロゴの使用を中止し、撤去又は抹消しなければなりません。

③その他

ちやぶ屋とんこつらぁ麺CHABUTONに関して、本契約期間内であっても著作権・商標権・肖像権の使用が出来なくなった場合、加盟者の費用負担にてそれらの商標・サービスマーク・ロゴ等を撤去又は抹消しなければなりません。

10. 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項

①契約期間

契約日より満5年間です。

②再契約の要件及び手続き

契約期間満了日の3ヶ月前迄に書面による再契約の意志表明がされ、且つ再契約の条件を満たすと当社が判断することで、再契約することができます。再契約の場合は、新たに契約書を締結します。

③契約解除の条件及び手続き

イ. 本契約は下記事項に該当した場合、解除予定日7日以上前に通知した上で契約解除することが出来ます。

- a. 行政指導による営業停止処分又は無断で7日以上営業停止した場合
- b. 本契約に反し、改善要求したにもかかわらず直ちに改善しない場合

ロ. 本契約は下記事項に該当した場合、事前の通知又は催告をすることなく直ちに契約解除することが出来ます。

- a. 当社請求分の支払が1ヶ月以上遅れた場合
- b. 統一的チェーンイメージを維持出来ない、又はマニュアルを遵守しない等の信頼関係を破壊する場合
- c. 破産、民事再生法、会社更生法、任意整理等の申立を自らなし、又は他から受けた場合
- d. 仮差押、差押、仮処分、不渡処分等の事態が生じた場合
- e. 商法・刑法犯として罰金刑以上の刑に処せられた場合
- f. マニュアル・原材料・商品を契約店以外に流用した場合
- g. 店舗建物について災害発生したのち定めた日まで正当に修復することができない場合
- h. 加盟者に合併、組織変更、会社分割、株式移転・交換、営業譲渡、M&A等の名称の如何にかかわらず、議決権の過半数を有する大株主、事業主体、経営者の変更があった場合
- i. インターネット上において社会通念上、不適切な投稿により、信頼関係を破壊する場合
- j. 前項にかかわらず本契約に定める規定に違反した場合

④契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

イ. 本契約日より解約日が満1年を経過しない場合

予め当社が想定する年間想定売上高に10%(消費税含む)を乗じて算出した額

ロ. 本契約日より解約日が1年を経過した場合

支払ロイヤルティ実績(消費税含む)の平均値の24ヶ月分相当額

ハ. 上記算出方法例外として、チェーンへの貢献度や契約厳守実績などから少ない方を当社において選択することが出来ます。

本契約期間の残数が4年以上ある場合 金400万円 本契約期間の残数が2年以上ある場合 金200万円

本契約期間の残数が3年以上ある場合 金300万円 本契約期間の残数が2年未満ある場合 金100万円

ニ. 加入者が下記に該当した場合は、一切の期限の利益を喪失するものといたします。

- a. 振出又は引受にかかる手形・小切手の不渡による銀行取引停止処分を受けた場合
- b. 倒産、民事再生、会社更生、会社整理、任意整理の申立を自らなし、又は他から受けた場合
- c. 他の債権につき、仮差押、差押、仮処分、資産負債の全般的な管理を受けた場合
- d. 本契約が終了した場合

ホ. 契約終了の効果及び原状回復義務

- a. 本契約上の加盟者への一切の許諾事項は、本契約終了により当然消滅し、以後本契約により開示された本部に関する営業秘密及び商号・商標、若しくはこれらと誤認混同を招く表示類(紙類・樹脂製品・看板類・名刺や広告類・装飾等)を使用しないこと
- b. 本契約終了と同時に加盟者は本部より貸与したマニュアル類の資料全部を返還すること
- c. 本部との本契約により開示された営業秘密及び商号・商標、若しくはこれらと誤認混同を招く表示類(紙類・樹脂製品・看板類・名刺や広告類・装飾等)を返還又は無償譲渡、処分をすること

※天災地変、不可抗力並びに加盟者の責に帰さない事件事故で本契約の維持が困難であると判断された場合は、減額又は免除いたします。

11. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

①お支払いいただく金銭の額又は算定方法

イ.ロイヤルティ

(全売上高[消費税込]－飲料売上[消費税込])×5% ※地域、指導内容及び契約内容により若干変更あり

ロ. Food-Link(花月WEB型ERPシステム)使用料

システム使用料月額2,619円(消費税含む) ※日割計算はいたしません。

②金銭の性質

イ.ロイヤルティは次のものの対価として納めていただきます。

- a. フランチャイズシステムノウハウ等の継続的使用料
- b. 店舗運営指導及び諸連絡業務に関する費用

ロ. Food-Link(花月WEB型ERPシステム)使用料は次のものの対価として納めていただきます。

- a. 食材発注、売上データ転送、在庫管理、店舗収支管理等のシステム使用料

③支払い時期

月末締め翌月10日支払

但し、当社本部の営業日(ゴールデンウィーク、年末年始は休み)によって、支払日が変更されます。

④支払い方法

当社の指定する金融機関へ振込んでいただきます。(振込手数料加盟店負担)

12. 店舗営業時間・営業日・休業日

原則午前11:00～午前0:00まで営業。(商業施設は、館内規則に準ずる)

但し、店舗運営状況に応じて当社の承諾を得たうえで営業時間の延長ができます。

原則年中無休(1月1日及び1月2日のみ休業店舗有)

但し、店舗運営状況に応じて当社の承諾のもとに、休日の設定を認めます。(商業施設は館内規則に準ずる)

13. テリトリー権の有無

なし

14. 競業禁止義務の有無

契約期間中及び終了後3年間は直接又は間接を問わず類似する同形態業務に参加、関与を禁止いたします。

(例、株主、顧問、経営者、従業員、経営指導者などとして)

15. 秘密保持義務の有無

マニュアル、調査、製造方法、その販売方法、調味料等その他取引上の秘密に関するすべての情報を契約期間中及び契約終了後も第三者に漏洩することを禁止いたします。

16. 店舗の構造と内装について特別義務

内外装は推奨する施工業者との打合せの上、当社の統一イメージに合わせて加盟者の費用負担にて施工を行っていただきます。

17. 債権保全に関する事項

- ①7及び11-①の当社に支払う代金(原材料代金及びロイヤルティ等)の支払を怠った場合は、支払日の翌日より年14.6%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を請求に付加してお支払いいただきます。
- ②遅延債務が本契約上の加盟者が預託した保証金を超過した場合は、債権保全を図る為に以下のいずれかの方法を実行いたします。
  - イ.店舗運営に必要な原材料供給については、信用取引を停止し加盟者の代金支払確認後原材料を供給(現金取引)する。現金取引開始以降、債務の遅延をした場合は原材料を供給停止といたします。
  - ロ.不動産担保の取得、公正証書契約及び連帯保証人を追加していただきます。

18. 本契約違反をした場合の違約金に関する事項

- ①中途解約の場合  
10-④に規定される違約金をお支払いいただきます。
- ②債務不履行解除の場合  
18-①に準じた違約金をお支払いいただきます。
- ③競業禁止義務違反の場合  
18-①に準じた違約金をお支払いいただきます。
- ④秘密保持義務違反による解除の場合  
18-①に準じた違約金をお支払いいただきます。
- ⑤損害賠償  
18-②③④での本契約解除にて違約金を超える損害が発生した場合には、別途損害賠償金を請求いたします。

19. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等  
補償制度はありません。

20. 商標・サービスマーク・ロゴ



らめんと花月嵐



ちやぶ屋とんこつらあ麺CHABUTON